

平成 20 年度事業計画

財団法人 武蔵野市福祉公社

平成 20 年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画

福祉公社が 1980 年に事業を開始して以来、本年は28年目を迎えます。

本年度は、①昨年度より検討している中・長期計画の策定を 9 月を目途にまとめ、②公益法人制度改革による公益法人の認定を受けるべく、平成 21 年度の申請を目指し、一層の努力をいたします。

「有償在宅福祉サービス事業」は、本年度中に「成年後見における身上配慮サービス」として再構成する計画です。これは、親族機能が稀薄な市内在住の高齢者の増加に対応し、その尊厳を確保することを目的といたします。一方、介護保険事業は、公社の自主事業として平成 12 年4月より開始しましたが、居宅介護支援事業及び訪問介護事業等は、市の福祉三団体改革基本指針に則り、事業を遂行いたします。この他、ケアマネジャー研修センターなど、市からの受託事業の運営も市との連携を図りながら実施します。

権利擁護事業、成年後見事業については、東京都のみならず全国的にも高い実績をあげています。また、市長申立による成年後見人を積極的に受任し、市の福祉政策のセーフティーネットとしても機能しています。これらの二事業については、上述の有償在宅福祉サービス事業の再構成と連動させ、それと統合するよう検討を進めます。

公社は、今後とも、①自立した意識を持ち、自分自身の老後を主体的に形成する高齢市民層と、②ニーズが顕在化して生活困難に遭遇している市民層の双方のニーズに的確に応えられるよう、質の向上を図ってまいります。また、高齢者が健康で充実した日常生活を送れるよう、高齢者総合センターの社会活動センター事業については、高齢者の生きがいや介護予防に重点を置いた事業展開を行ってまいります。

さらに、良質のサービスを提供するため、組織的課題として職員の資質の向上を図る研修を充実させてまいります。なお、平成 12 年度より市から受託し、市民の間に定着してきた移送サービス事業(レモンキャブ事業)は、本年度より、市民社会福祉協議会に移管されました。

以上のように、公社は、武蔵野市の各種福祉政策を支えると共に、財団法人として独自の自主事業を展開し、市の豊かな福祉土壌の形成に尽力いたします。

記

1 保健・医療・福祉サービスに関する啓発普及活動 (7,122 千円)

(1) 啓発普及事業 (2,173 千円)

市民を対象に講演会、映画会等を開催し、健やかな老後生活のための様々な情報提供、福祉サービスの内容等の紹介を通し、高齢社会における市民の福

社マインドを啓発します。

また、「市民のためのおいじたく講座」として、コミュニティセンター等で民生・児童委員、地域福祉の会や市民グループ等の諸団体を対象に、福祉サービス、権利擁護事業、成年後見制度等について、制度を包括的に解説し、顔の見える啓発普及事業を行い、市民が個人として自立自助の老後生活を送るための情報提供をします。

また、各地域包括支援センター社会福祉士分科会と連携し、コミュニティセンターにおいて、「おい支度相談会」を催す等、福祉サービスの利用、成年後見、権利擁護、財産管理等市民の様々な個別課題に対応して、自己解決能力を持つ、自立した高齢市民の支援を行います。

(2) ホームヘルパー養成等講習事業 (4,949 千円)

市の福祉三団体改革基本指針(平成 19 年 9 月)に基づき、今年度より、市内一般訪問介護事業者のサービスの質的向上に取り組むため、市内現任ヘルパー及びコーディネーターを対象とした研修事業を実施いたします。介護スキルの向上のみならず、倫理・法令遵守等の研修も視野に入れていきます。

なお、2級ホームヘルパー養成講習会は、前年度に引き続き公社の自主事業として開催し、育成段階で、意識とスキルの高いヘルパーを養成いたします。

2 調査研究開発事業 (1,785 千円)

平成20年12月1日に施行される新公益法人制度へ対応し、公益法人認定の取得に向けて準備を行います。

3 市民シルバー助け合い事業 (9,610 千円)

高齢者総合相談では、専門家による法律相談のほか、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談、高齢市民の社会支援のための根幹的制度である権利擁護や成年後見制度等の相談に対応します。

低所得者のためのシルバー助け合い事業は、在宅生活困難高齢者等サービス事業及び入院時家事援助等サービス事業を実施します。

4 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業 (374,961 千円)

(1) 高齢者総合センター受託事業 (271,027 千円)

高齢者総合センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、「センターの管理運営」、「在宅介護支援事業」、「地域包括支援事業」、「補助器具センター事業」、「デイサービス事業」、「ケアマネジャー研修センター事業」を実施します。

① センターの管理運営 (60,480 千円)

センターの管理運営を行います。

② 在宅介護支援センター事業 (54,583 千円)

在宅の要介護高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

③ 地域包括支援センター事業 (30,265 千円)

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、共通の支援基盤の構築、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的マネジメント、介護予防マネジメントを行います。

④ 補助器具センター事業 (21,656 千円)

作業療法士を配置し、ニーズを持つ市民の社会資源として、専門職のノウハウを発揮します。補助器具や住宅改修、利用者の生活動作の習得等についてアドバイスを行い、その在宅生活の質の向上に資するよう努力します。

⑤ デイサービスセンター事業 (90,422 千円)

在宅の要介護高齢者に対し、通所による介護、食事、入浴サービスなどを提供し、これを利用する高齢者の日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、要支援高齢者に対しては、既存のサービスに加えて新たな予防給付サービスとして筋力向上プログラム等を実施し、予防を図ります。なお、介護収入の増加を図るよう経営努力を行ってまいります。

⑥ ケアマネジャー研修センター事業 (13,621 千円)

介護保険における介護支援専門員の資質の向上を図るため、新任研修や現任研修、ケアプラン指導研修などを実施します。

(2) 北町高齢者センター受託事業 (91,655 千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業(コミュニティケアサロン)及び小規模ケアハウスの管理を行います。

(3) ホームヘルプセンター武蔵野受託事業 (12,279 千円)

高齢者及び難病者の生活支援ホームヘルプサービスを実施します。

5 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 (69,536 千円)

高齢者に対して健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会を提供することや世代を超えた児童との交流などを実施します。このため、美術や音楽及び体育を専修した専門の職員を配置すると共に各種講師による講座の充実を図ります。

また、高齢者の生きがいと健康増進事業「地域健康クラブ」は、本年度より、体力別プログラムを導入し、①コースは「低体力から普通レベル」の高齢者を対象

に18会場(16コミセン、くぬぎ園、ぐっどういる境南)、②コースは「普通から元気レベル」の高齢者を対象に3会場(3コミセン)と拡充し実施してまいります。

6 高齢者の有償在宅福祉サービス事業 (135,057 千円)

(1) 有償在宅福祉サービス事業 (115,445 千円)

冒頭に示した基本方針に従い、公社の伝統事業として、一層の利用者拡大に努めてまいります。このサービスの特長である利用者への後見機能・社会的支援機能、親族機能の代行機能等を、益々充実させ、市の高齢者福祉におけるセーフティネットとして、地域社会で利用者が安心して在宅生活を全うできるよう支援してまいります。また、このサービスの本質である後見機能をより鮮明に打ち出し、権利擁護事業、成年後見事業との融合を目指します。

今後も「全国福祉公社等連絡協議会」等に参加し、積極的に他団体と情報交換等を行ってまいります。

また、権利擁護事業及び啓発普及事業を通じて有償在宅福祉サービスをPRするほか、市内の在宅介護支援センターや民生・児童委員との連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

(2) 権利擁護事業 (7,414 千円)

事業内容のPRを強化するとともに、啓発普及活動との連携を図りながら、利用者の拡大に努めます。また、各在宅介護支援センター職員や民間ケアマネジャーからの困難事例の相談に応じ、実際に調整活動や担当者会議に出席するなどスーパーバイザー的働きも担っています。

(3) 地域福祉権利擁護事業 (5,678 千円)

地域福祉権利擁護事業について、基幹事業所として東京都社会福祉協議会と契約を締結し、利用者の利便性を図り、権利擁護事業とともに利用者の拡大を目指します。

(4) 成年後見事業 (6,520 千円)

有償在宅福祉サービスや権利擁護事業利用者を中心に、判断能力が低下した場合に備えた任意後見契約を締結し、自立的な老後生活を支援します。また、利用者や市長による成年後見等申立の成年後見人を受任します。

公社の成年後見事業は、四半世紀を超える利用者支援のノウハウを駆使し、単に法律行為の代理にとどまらず、それに付随する事実行為を包含する生活関係の包括的支援を行います。その特長は、顔の見える成年後見事務です。

7 介護保険における居宅介護支援事業及び訪問介護事業 (218,364 千円)

(1) 居宅介護支援事業 (20,814 千円)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施するほか、要介護認定調査を実施します。

(2) 訪問介護サービス事業 (197,550 千円)

ホームヘルプセンター武蔵野で、介護保険法による訪問介護サービス事業を実施し、また、市の福祉三団体改革基本方針に則り、民間訪問介護事業者が対応しにくい処遇困難事例等を担います。従来の登録ヘルパー制度に加え、時間拘束の常勤ヘルパー制度を新設し、機動的に市民ニーズに応えられるようにします。共に地域社会を構成する市民層による高齢者支援というセンターの特長を伸長します。

8 自立支援法による居宅介護サービス事業 (12,403 千円)

ホームヘルプセンター武蔵野で、障害者を対象にした自立支援法による居宅介護サービス事業を実施します。

9 その他

東京都社会福祉協議会、市民社会福祉協議会、医師会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等関係機関との連携を密にして事業を推進します。